（令第二条の十三第十三号に掲げる特定有価証券）

第八条　令第二条の十三第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するもののうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの

［イ・ロ　略］

三　［略］

四　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号、第六号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもので第二号に掲げる要件の全てを満たすもの又は同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの

五　［略］

六　有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。）のうち、前各号に掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

七　［略］

（有価証券届出書の記載内容等）

第十条　法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により有価証券届出書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、当該資産信託流動化受益証券の発行者である原委託者（定義府令第九条第二号に規定する原委託者をいう。以下同じ。）の本店又は主たる事務所の所在地（原委託者が個人である場合にあっては住所とし、原委託者が外国の者である場合にあっては前条第一項の規定により当該原委託者を代理する権限を有する者の住所とする。）を管轄する財務局（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局。以下「原委託者管轄財務局等」という。）が当該資産信託流動化受益証券の発行者である受託者の本店又は主たる事務所の所在地（受託者が外国の者である場合には、前条第一項の規定により当該受託者を代理する権限を有する者の住所）を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局。第二十二条第一項、第二十八条第一項及び第二十九条第二項において「受託者管轄財務局等」という。）と異なるときは、当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

［一～十二　略］

十三　内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利　第六号の五様式

十四　外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利　第六号の六様式

［十五・十六　略］

2　［略］

（有価証券届出書等の記載の特例）

第十一条　法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書、法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

［一～三　略］

（令第二条の十三第八号に掲げる特定有価証券）

第八条　令第二条の十三第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　［同上］

二　法第二条第一項第五号又は第十五号に掲げる有価証券（資産流動化法第二条第十項に規定する特定約束手形を除く。）の性質を有するもののうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの

［イ・ロ　同上］

三　［同上］

四　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第五号、第六号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもので第二号に掲げる全ての要件を満たすもの又は同項第四号若しくは第八号に掲げるものの性質を有するもの

五　［同上］

六　有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。）のうち、第一号から第五号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

七　［同上］

（有価証券届出書の記載内容等）

第十条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　内国有価証券投資事業権利等　第六号の五様式

十四　外国有価証券投資事業権利等　第六号の六様式

［十五・十六　同上］

2　［同上］

（有価証券届出書等の記載の特例）

第十一条　法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、法第五条第五項において準用する同条第一項ただし書、法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事項とする。

［一～三　同上］